

公益財団法人日本学生航空連盟 役員等への報酬及び費用の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本学生航空連盟（以下「この法人」という）の定款第29条の規定に基づき、役員（理事、監事）及び評議員（以下「役員等」という。）への報酬及び経費の支給基準について定めることを目的とする。

(原則)

第2条 役員等は、原則として無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤理事及び監事については報酬を支給することができる。

(報酬の種類、通勤手当及び職務執行のための経費の支給)

第3条 第2条第2項に基づき支給する役員等の報酬は、別表のとおりとする。

- 2 常勤理事には前項に定める報酬のほか通勤手当を、監事については監査のための交通費を支給することができる。
- 3 非常勤役員及び評議員には理事会、評議員会及び専門委員会等の会議出席並びに会長が定めるこの法人の業務等のために必要な交通費等の経費を支給することができる。

(報酬不支給の申出)

第4条 前条の規定に関わらず、報酬を受けることができる役員等は、自らその不支給を申し出ることができる。

(報酬の支払方法)

第5条 役員等の報酬は、毎月その金額を通貨で支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が企業等からの出向者である場合は、原則として出向元企業との契約に基づき、当該役員の報酬及び報酬に付帯する社会保険料等を出向元に戻し入れるものとする。

(報酬の支給日)

第6条 役員等の報酬は、その月の月額を毎月22日に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、金融機関の営業日まで繰り上げて支給する。

(報酬及びこの規程の改正)

第7条 役員等に対する報酬及びこの規程の改正は、評議員会の決議によって決定する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、当該通勤区間におけるもっとも安価な公共交通を利用した経路による6ヶ月の通勤定期券代を通勤手当として支給する。

- 2 前項に規定する手当は、当該金額を半年毎に支給するものとする。

(職員兼務理事)

第9条 職員が常勤理事に就任し職員の職務と理事の業務を兼務する場合、職員給与に関しては職員給与規程に基づき、常勤理事の報酬についてはこの規程に基づき、それぞれを明確に区分して支給しなければならない。

- 2 職員兼務理事に対して職務に応じた職員特別手当（例えば、事務局長手当など）を支給する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(日割計算)

第10条 月の途中から就任した役員等に対する月額報酬は日割とする。ただし、付帯する社会保険料等はそれぞれの計算基準による。

- 2 役員等が月途中で退任、辞任又は解任された場合には、当月分の報酬は日割りとする。
- 3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの月額報酬を支給する。
- 4 月額報酬を日割支給する場合には、その報酬額はその月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を分母とし、当月の出勤日数を分子とする計算による。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項がある場合には、評議員会の承認を得て会長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人日本学生航空連盟の登記の日から施行する。

別表（役員等の報酬月額）

(単位：円)

役職	基本報酬月額
専務理事	100,000
理事	50,000
監事	50,000